

## 高岡市文化芸術活動施設利用料支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市文化芸術活動施設利用料支援事業補助金の交付に関し、補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術活動 芸術（音楽、演劇、舞踊など）、伝統芸能（雅楽、能楽など）、その他市長が認めるものに関する活動
- (2) 文化芸術団体 文化芸術活動を行う団体のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 過去2年以上継続して、年複数回、不特定多数の観客に対し、対価を得て文化芸術活動の公演等を行った実績があり、かつ今後も文化芸術活動を継続する団体
  - イ 所在地が高岡市内にある又は高岡市内を主な活動拠点としている団体
  - ウ 国又は地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資していない団体
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではなく、かつ団体を構成する者に同条第6号に規定する暴力団員及び高岡市暴力団排除条例（平成24年高岡市条例第12号）第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を含まない団体
  - オ 高岡市芸術文化オンライン発信支援事業補助金交付要綱に規定する補助金を受けていない団体
- (3) 公演会場等 芸術文化活動の公演で利用することが想定されるホール等で、市長が認めるもの

### (補助金の交付)

第3条 市長は、文化芸術団体が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、身体的距離の確保などの「新しい生活様式」に対応した形式で練習するため、公演会場等を利用する場合の利用料金に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付は、同一の文化芸術団体につき1回までとする。
- 3 本補助金の対象経費について、国、地方公共団体、その他の団体からの補助金や助成金等を受けている場合、補助金を交付しない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、令和2年7月1日から9月30日までの間に行った文化芸術活動の練習に係る、公演会場等管理者へ支払った利用料金のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会場利用料金
- (2) 附属設備使用料金
- (3) 前2号に掲げるものに類するものとして、市長が認めるもの

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限額は3万円とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする文化芸術団体は、令和2年9月30日までに、高岡市文化芸術活動施設利用料支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要及び活動計画書(様式第2号)
- (2) 芸術文化活動実績を証する書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その申請が適当と認めるものに対し、予算の範囲内で、補助金の交付の可否を決定し、高岡市文化芸術活動施設利用料支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)又は中止をしようとする場合は、速やかに高岡市文化芸術活動施設利用料支援事業補助金事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に申請し、その承認を受けること。
- (2) 事業完了後は、速やかに実績報告を行うこと。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、高岡市文化芸術活動施設利用料支援事業補助金事業実績報告書(様式第5号)に領収書又は支出を証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適性と認めるときは、補助金の額を確定し、高岡市文化芸術活動施設利用料支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定による額の確定通知を

受けたときは、高岡市文化芸術活動施設利用料支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、この要綱により補助金の交付を受けた文化芸術団体が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その補助金の全額又は一部の返還を求めるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。